

## 解説

# IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準)

～SME導入グループの活動と強制力のないガイダンス(Q&A)について～

## 1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、「中小企業向け国際財務報告基準」(以下「SME基準」という。)を、2009年7月に公表した。SME基準は、財務諸表の利用者のニーズを反映し、中小企業(以下「SME」という。)の財務諸表の作成能力を考慮して、完全版IFRS(以下「full IFRS」という。)より簡素化された基準であり、現在、多くの国<sup>1</sup>で利用されるようになってきている。しかし、SME基準を適用するSMEの多くは、今までfull IFRSも使用したことがなく、IFRSの諸概念や原則に不慣れであり、SME基準の適用にあたっては一貫性が必要であるが、適用初期段階においては、世界中から適用上の疑問が多く寄せられてきた。SME基準の設定過程においても、SME基準の財務諸表のひな形と表示・開示チェックリストや教育研修教材の開発などに取り組んできたが、さらに、SME基準の導入上の問題を支援する必要性から、IASBへの諮問組織としてSME導入グループ(SME Implementation Group、以下「SMEIG」とい

う。)が設置され、活動している。本稿では、SMEIGの概要及び最近の活動状況、さらに、SMEIGが策定したQ&A<sup>ii</sup>の概要を報告する。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

## 2 SMEIGの職務内容と運用手続

SMEIGについては、「Terms of Reference and Operating Procedure」(「責任と業務範囲」)が定められており、SMEIGの職務内容と運用手続、さらには、後述するQ&Aのデュー・プロセス等が明記されている<sup>iii</sup>。

### (1) 背景

#### ① 適用ガイダンスの必要性

上述のとおり、SME基準を適用する世界のSMEの多くは、今までfull IFRSの使用経験がないことが多い。SME基準の新規適用にあたっては、解釈上の疑問点が生じることが当初より予想され、これまでIFRS財団及びIASBは、以下の支援策を講じてきた。

- (a) SME基準の公表に併せ、財務諸表のひな形、表示・開示チェックリストの適用ガイダンスの公表
- (b) 各章ごとに説明、例示、ケーススタディー、自己評価用の質

問、full IFRSとの比較を行っているSME基準教育研修教材の開発と無料公開

- (c) 世界各国、特に、開発途上国や新興国において、「3日間のSME基準に関する講師育成用研修」の実施など

#### ② IASBの公約

IASBは、SME基準公表時より、SMEがSME基準に基づく財務諸表を2年間作成することで認識した適用上の課題を検討し、基準の修正や解釈上の問題を提案することを予定していた。さらに、SME基準を公表した2009年当時は、IASBとFASB間のMoUに基づくコンバージェンス・プロジェクトによる基準開発が2011年6月を目途に鋭意進められていたこと、また、各国においてIFRSの新規適用が進んでいた時期であった。そのため、SME基準公表後に、新規開発又は改訂されたfull IFRSをどのように取り込むべきかについて、趣意書(preface)において、SME基準の公表及び適用から2年経過後に、適用上の論点を基準の修正により解決する必要性を検討することをあらかじめ定めていた(なお、その後の適用後レビューのサイクルは3年ご

ととしている)。SMEIGはこのように、SME基準の適用上の論点を識別し、解決するために組成されたものである。

## (2) IASC財団（当時）の決定事項

### ① SMEIGの責任と業務の範囲

SMEIGの職務は、以下の2つである。

(a) SME基準の利用者から寄せられた適用上の疑問点に対し、Q&Aの形式でガイダンスを適時に公表する。当該Q&Aは公表前にIASBのレビューを受けるが、特定の会計上の疑問点に対して考察する強制力のないガイダンスとして意図されているものである。

(b) 以下のような、SME基準改訂の必要性をIASBに提案する。

(1) Q&Aでは解決できない適用上の論点

(2) SME基準公表ないし改訂後に承認された新たな、若しくは改訂されたIFRSの反映

SMEIGは上記のような責任と職務範囲に基づき、IASBが2012年6月から進めているSME基準の包括レビューについて、IASBのスタッフと共にコメントレターの分析と討議、SME基準改訂のドラフト作成とIASBへの提案、それに対するIASBのコメントの反映などを行っており、SME基準全体の技術的かつ包括的なサポートを行っている。

### ② Q&Aの規準

Q&Aでの論点解決のため、SMEIGは以下の規準を考慮しなければならない。

(a) 論点は、広く共通的であること。つまり、多くの法域や国で、広範なグループによって提起された又はされる可能性のある論点であること。

(b) SME基準が明瞭性に欠けるために、意図せざる適用又は一貫性のない適用が既にあるか、又はQ&Aがないために今後生じる可能性がある論点であること。

(c) SMEIGが、適時に適切な処理について合意することが可能な論点であること。

SMEIGは、限られた数の、広く共有される論点に注力する。そして、極端にルール策定を志向した環境を生み出すことを求めない。SMEIGは緊急的に問題を解決するためのグループとしては活動しない。

さらに、SME基準を変更させるか、又はSME基準と矛盾するようなQ&Aは作成しない。もし、SMEIGがSME基準の要求事項の改訂の必要性があると結論を下した場合、SMEIGは、定期的なレビューの際に、IASBに対してSME基準の改訂を提案する。

### SMEIGの活動へのIASBの関与（デュール・プロセス）

上記のように、SMEIGは、強制力のないガイダンスをQ&A形式で公表し、さらに、必要に応じてSME基準の改訂も提案する。以下では、具体的なQ&Aの作成プロセスを概説したい。

#### Stage 1 論点の識別：

SME基準の財務報告に関心のある作成者、監査人及びその他の関係者は、SMEIGに適用上の論点に関する質問を照会することが推奨される。

#### Stage 2 Q&Aを公表するか決定：

IASBのスタッフは、識別した論点に対して提案と共に簡単な分析を行う。それには、①Q&Aにより解決されるべきものかどうかと、②スタッフの提案するQ&A回答を、その理由と共に提示する。スタッフは、SMEIGメンバーに電子メールで照

会し、内部的（SMEIGメンバー全員及びIASB理事）に検討する。

#### Stage 3 暫定合意への到達：

暫定合意は以下の場合に形成され、スタッフは、SMEIGメンバーの見解を取りまとめる。

(a) Q&A公表自体に、SMEIGの単純過半数が同意する場合

(b) Q&Aの内容に関するスタッフ提案に、SMEIGの単純過半数が同意する場合

仮に、暫定合意が得られた場合、スタッフはQ&Aの草案を作成する。

#### Stage 4 ドラフトのQ&Aに対するIASBの役割：

IASB理事は、SMEIGが主導するQ&Aの草案作成に関する議論に参加（access）することがある。

Q&A草案はIASB理事にも電子メールで回覧され、1週間以内に4名以上の理事が反対意見を述べない場合、公開され、コメント募集がなされる。

#### Stage 5 暫定合意に対するコメントの募集：

Q&Aの草案はIASBのウェブサイトに30日間公開され、コメントが求められる。

スタッフは受領したコメントを分析し、Q&Aの草案改訂の提案を行い、SMEIGのメンバーに最終化の承認申請を行う。SMEIGのメンバーは、30日以内に回答しなければならない。

#### Stage 6 最終合意への到達：

スタッフはSMEIGメンバーの見解を取りまとめ、スタッフ提案に過半数の合意が得られた場合、最終合意となる。

#### Stage 7 最終のQ&Aの公表に関するIASBの役割：

IASB理事は、SMEIGが主導する最終のQ&Aと草案へのコメントに関する議論に参加（access）するこ

公表日	内容（カッコ内はSME基準のセクション番号）
2011年6月	親会社の個別財務諸表におけるSME基準の利用(1)
2011年12月	公的説明責任を有すると分類される企業(1)
2011年12月	SME基準使用における「公開市場で取引される」ことの解釈(1)
2012年4月	「過大なコスト又は努力」の使用（一般）
2012年4月	full IFRSの代替として要求する法域(3)
2012年4月	IFRS 9号金融商品の代替(1)
2012年4月	子会社処分時の累積為替差額のリサイクリング(30)

とがある。

最終のQ&AはIASB理事にも電子メールで回覧される。

(a) 15日以内に4名以上の理事が反対意見を述べた場合、公表に際してIASB理事会での公開の審議に諮られる。Q&A公開がIASBにより否決された場合、IASBは否決の分析結果と懸念事項をSMEIGに伝達する。

(b) 4名以上のIASB理事が15日以内に反対しない場合は、Q&Aは公表される。

承認されたQ&Aは、非公式で強制力のないガイダンスとなる。そのため、IASBではなく、SMEIGとして公表する。

### Stage 8 最終のQ&Aの公表：

最終のQ&AはIASBのウェブサイトに公表される。Q&Aには、SMEIGが結論に至った根拠も含まれる。

なお、ある論点について、SMEIGがQ&Aを開発しないという決定がなされた場合、その旨は公開されない。

## 3 Q&A

上記のような手続に従ってSMEIGによって策定されたQ&Aは、今までに7本公開されており、次頁の表のとおりである。なお、ドラフトのまま最終化されていないQ&A案が4本ある。

Q&Aの公表プロセスは、2.の運用手続のとおりであるが、SME基準

の包括レビューの中では、Q&Aの存在についての意見募集もなされていた。2013年2月4、5日にロンドンで初めて開催されたSMEIGの会合では、このQ&Aの取扱いが議論されているが、既存のQ&Aの一部はこの包括レビューの過程でSME基準本体に組み込まれて廃止され、一部は目的適合性がある限り維持されるか又は教育マテリアルとすべきなどの取り扱いについて議論されている<sup>iv, v</sup>。

さらに、今後のQ&Aは、以下の2つの階層に分けて取り扱うことが議論された。

**階層1**：SMEIGが権威のあるガイダンスを開発する。ただし、上記より厳格なデュー・プロセスを設ける。

**階層2**：SMEIGが強制力のない教育マテリアルを開発する。これは、既存のデュー・プロセスによる。

## 4 今後

SME基準の包括レビューの計画<sup>vi</sup>によると、2013年前半にSMEIGからIASBに新たなSME基準の提案とIASBによる審議並びに公開草案の公表がなされる予定であり、今後、Q&Aの今後の取扱いも含め、議論の経過や公開草案の概要を紹介したい。（公認会計士 樋口尚文）

（日本公認会計士協会 事務局  
石井和敏）

〈注〉

- i 2012年9月にドバイで行われたIFRS財団のカンファレンスにおいて、ポール・パクター前IASB理事及びダレル・スコットIASB理事のプレゼンテーション資料によると、SME基準を適用済、又は今後の数年内の適用を表明している国は80か国以上になる。例として、南アフリカ、ブラジルやアルゼンチンなどが挙げられている。また、イギリスや香港などはSME基準を基にした現地基準を適用予定、又は適用済みである。IFRS財団のSME基準関連については、ウェブサイト (<http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs.aspx>) を参照のこと。
- ii Q&Aの原文は、以下を参照のこと。 <http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Pages/QAsSMEs.aspx>
- iii 本文は、IFRS財団のウェブサイト "IFRS for SMEs" のSMEIGの掲載箇所に原文が公開されている。 <http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Documents/SMEIGtermsofreference.pdf>
- iv SMEIG会合資料（スタッフ・ペーパー）は、以下を参照のこと。 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/SMEIG-Feb-13.aspx>
- v 2013年2月4、5日に初めて開催されたSMEIGの会議に関するサマリーは、以下を参照のこと。 <http://www.ifrs.org/Alerts/SME/Pages/SMEIG-Feb-13-Meeting-Summary.aspx>
- vi 包括レビューの概要は、『会計・監査ジャーナル』2012年11月号を参照のこと。

Q&Aの要約

号数	SME基準のセクション	公表日	論 点	回 答
1	1：親会社の個別財務諸表におけるSME基準の利用	2011年6月	<p>1. 法域によっては親会社が連結財務諸表に加え、個別財務諸表の作成を要求される（又は選択できる）。また、個別財務諸表が連結財務諸表と共に、又は別個に、表示される。</p> <p>2. 親会社が連結財務諸表をfull IFRSで作成する場合、個別財務諸表をSME基準で作成できるか。</p>	<p>3. 親会社が公的説明責任を有していない場合は、連結財務諸表がfull IFRSで作成されていても個別財務諸表をSME基準で作成できる。</p> <p>4. 親会社自身の公的説明責任を評価する必要がある。</p> <p>5. 親会社が公的説明責任を有するかどうかの判断はパラグラフ1.3を参照する。</p>
2	1：公的説明責任を有すると分類される企業	2011年12月	<p>1. 公的説明責任を有する企業はSME基準の適用は適さない。例えば、主要事業において広範囲のグループから受託者の資格で資産を保持している企業として、パラグラフ1.3(b)では銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、投資信託会社及び投資銀行が挙げられている。これらの企業は全て自動的に公的説明責任を有すると考えるのか。</p>	<p>2. いいえ。公的説明責任を有するか否かの判断が要求される。SME基準は公的説明責任を定義しており、通常、銀行等の預金者やブローカー／ディーラーに口座がある者は自己の特別なニーズに合わせた報告書を要求する立場にない。</p> <p>3. 以下は公的説明責任を有しない例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専属保険会社：親会社や兄弟会社の保険を受託する会社</li> <li>● 参加者（投資家）の少ない投資ファンド <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ファンド投資と経営に直接関与できる投資家みのベンチャー・キャピタル</li> <li>✓ 参加者が親会社等に限定されるプール型ファンド</li> <li>✓ 限定された投資家しかいないプール型ファンド</li> </ul> </li> </ul>
3	1：SME基準使用における「公開市場で取引される」ことの解釈	2011年12月	<p>1. 公的説明責任を有する企業とは、「負債又は資本性金融商品が公開市場で取引されている、又は当金融商品の発行の準備過程の企業」である。公開市場での取引とは公的説明責任の中でどう解釈されるべきか。例えば、ヨーロッパでは「規制市場」のみEUの会計規制の対象であるが、新興市場や店頭市場は含むのか。さらに、例えば「純資産価値」が公表され市場取引が成立していない場合、当該企業は公的説明責任を有するか。</p>	<p>2. 「公開市場」はパラグラフ1.3で定義されており、「規制市場」に限定されない。この定義は、企業が資本を調達し投資家が企業の経営に参加しない全ての市場を含んでいる。市場が公開されている場合とは、外部者の広範なグループのアクセスが可能でなければならない。金融商品が経営陣等に限定される場合は公開市場ではない。</p> <p>3. 法域によっては、SMEの株主が増資する場合に、株式の売出しをウェブサイトや新聞などにより公告することが許容されていることがある。そうした場合、企業が店頭での市場での取引を開設したわけではないので、SME基準の利用を否定されない。</p> <p>4. さらに、公表された市場価格を利用できることが必ずしも公開市場で取引されることとはならない。店頭価格が公表されても売り手と買い手の直接の交渉がなされる場合は、公開市場ではない。しかし、頻度が少なくとも公開市場で取引があれば該当する。</p> <p>5. 公開市場で取引されているかどうかは継続的な評価がなされなければならない。</p>

4	一般：「過大なコスト又は努力」の使用	2012年4月	<p>1. 「過大なコスト又は努力」ないし「実務上不可能」を基にしてSME基準では免除規定が設けられている。SME基準において後者の定義はあるが、前者の定義はない。どのように適用すべきか。</p>	<p>2. 「過大なコスト又は努力」は、SMEの個別の状況とコストと、便益を評価する際の経営陣の専門家としての判断によるため定義されていない。財務諸表利用者の経済的意思決定を考慮するために、コスト又は努力が（過大に）上回るかどうかは、情報の利用可能度に影響される。ある要求事項の適用は「過大なコスト又は努力」につながる場合と、SME財務諸表の利用者が受け取る情報という便益と比較しコストや努力が上回るということである。評価に際しては取引時の情報の利用可能度や要求事項のコストと便益を基に判断しなければならない。事後測定においては、「過大なコスト又は努力」は事後測定日で利用可能な情報を基にしなければならない。</p> <p>3. 要求事項で特に含まれている箇所もある。</p> <p>4. 「過大なコスト又は努力」は、要求事項を満たすための情報を入手又は決定することで、過大なコストや負担になるかどうかを明確にするべく、「実務上不可能」の代替ないし共に使われる。上回る場合は要求事項から免除される。</p>
5	3：full IFRSの代替として要求する法域	2012年4月	<p>1. ある法域では、SMEの定義に合致した全ての企業にSME基準の利用を容認している。しかしながら、その法域では、full IFRSでカバーされているが、SME基準にはない特定の取引、その他の事象や状況の認識及び測定の要求事項を追加で設けている。そのSMEはその追加の要求事項に従う必要があるが、SME基準に準拠していると宣言できるか。</p>	<p>2. SME基準に準拠していると主張するためには、経営陣が目的適合性及びセクション10「会計方針、見積り及び誤謬」の paragraph 10.4に従った信頼性の評価による。特定の要求事項がない場合は、 paragraph 10.4及び10.5で会計方針に関する経営陣の判断やヒエラルキーが設けられているほか、 paragraph 10.6ではfull IFRSの要求事項やガイダンスも考慮できるとしている。</p> <p>3. 同時に、 paragraph 10.4～10.6では、SME基準に特定のガイダンスがない場合、 paragraph 10.5のヒエラルキーに反しない範囲でfull IFRSの原則を用いることができる。</p> <p>4. この論理構成は、SME基準に特定の要求事項が存在するにもかかわらず、full IFRSに従えるというフリー・チョイスが許容されているわけではないことである。SME基準に特定の要求事項がある場合は、それがfull IFRSと違っていても、SME基準に従わなければならない。したがって、ある取引等についてSME基準に要求事項やガイダンスが明記されているのにfull IFRSによる処理を行った場合、SME基準に準拠していると宣言できない。</p>
6	11：IFRS 9号金融商品の代替	2012年4月	<p>1. paragraph 11.2(b)では企業に、金融商品の認識及び測定について、SME基準によらずに、IAS39号の利用の選択権を与えている。IASBはIAS39号をIFRS 9号に置き換えているが、企業はIFRS 9号の認識及び測定既定の利用を選択できるか。</p>	<p>2. 選択できない。SME基準は特にIAS39号へ言及しており、IFRS 9号は利用できない。</p>

7	30：子会社処分時の累積為替差額のリサイクリング	2012年4月	<p>1. パラグラフ30.13では、報告企業の在外営業活動体に対する純投資の一部を構成する貨幣性項目から生じる為替差額は、当初、その他の包括利益に認識し、資本の内訳項目として報告しなければならないとしている。そこでは特に、累積為替差額を純投資の処分時に再び純損益として認識することを禁止している。</p> <p>2. パラグラフ30.18では同様に、連結目的で在外子会社をグループの表示通貨に換算した際に生ずる為替差額をOCIで認識することを要求しているが、リサイクリングについては何ら述べられていない。リサイクリングは子会社の処分時と同様に禁止されるのか。</p>	<p>3. リサイクリングは禁止される。パラグラフ9.18では「子会社の処分から得られた収入額と処分日時点での帳簿価額の差額のうち、セクション30「外貨建取引」に基づき資本に認識される在外子会社の為替差損の累計を除く部分は、連結包括利益計算書（又は損益計算書）において、子会社の処分に係る利得又は損失として認識する。」としている。「除く」とは、「子会社の処分時に為替差額を純損益として考慮しない」ということである。</p>
---	--------------------------	---------	--	---